

**改正**

平成29年9月28日条例第12号

大和市屋内こども広場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、屋内こども広場の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 多様化する子育てニーズに応え、市民の子育て・子育てを支援することにより、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図ることを目的として、屋内こども広場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市屋内こども広場
- (2) 位置 大和市大和南一丁目8番1号

(事業)

**第3条** 屋内こども広場は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの遊び及び学びの場の提供に関する事。
- (2) 子育て世代の親子の交流促進に関する事。
- (3) 子育てに係る相談及び情報提供に関する事。
- (4) 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。以下「文化創造拠点等条例」という。）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる公の施設の利用に併せた保育に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

**第4条** 屋内こども広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、文化創造拠点等条例で定める。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 屋内こども広場において有料で利用させるもの（以下「有料施設」という。）の利用者登

録及び利用の承認に関する業務

- (3) 有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 屋内こども広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点等条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

（開館時間）

**第6条** 屋内こども広場の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

**第7条** 屋内こども広場の休館日は、1月1日及び12月31日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

（利用の承認）

**第8条** 有料施設は別表のとおりとし、有料施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ利用者登録を受けた上で、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

（利用の不承認及び利用承認の取消し等）

**第9条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上その利用を不相当と認めるとき。

2 指定管理者は、前条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 利用の承認を受けるに当たり、偽り又は不正があったとき。
- (2) 第8条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 利用の承認後、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

3 前項の規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

(利用料金)

**第10条** 利用者は、利用料金を指定管理者に対して有料施設を利用する前に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 市が主催し、若しくは共催し、又は指定管理者が主催する事業等に有料施設を利用するときは、利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

**第11条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限等)

**第12条** 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対し、入場を拒み、又は退場させることができる。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

**第13条** 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に有料施設の施設等（以下「有料施設等」という。）を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

**第14条** 利用者は、有料施設等の利用を終了したときは、直ちに有料施設等を原状に復さなければならない。第9条第2項の規定により利用の中止を命じられたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行することができる。この場合において、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

**第15条** 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

**第16条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月3日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成26年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条の規定による利用者登録及び利用の承認、別表の規定に基づく利用料金の徴収その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

## 附 則（平成29年9月28日条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び附則第4項から第8項までの規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年8月1日から施行する。

## 別表（第8条及び第10条関係）

有料施設の名称及び利用料金の上限額

名称	区分		単位		金額
げんきっこ広場	個人利用	こども	2時間につき	市内利用者	200円
				市外利用者	300円
		おとな	1日につき	市内利用者	300円
				市外利用者	400円
保育室	個人利用	1時間につき		500円	
多目的室	団体利用	2時間につき		1,000円	

## 備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 個人利用 有料施設を利用者登録した個人が利用することをいう。
  - (2) 団体利用 有料施設を利用者登録した団体が利用することをいう。
  - (3) 市内利用者 市内に住所を有する者をいう。
  - (4) 市外利用者 市内利用者以外の者をいう。
  - (5) こども 満3歳から満8歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。
  - (6) 1日 午前9時から午後7時までをいう。

- 2 利用料金は、1時間を単位としているものについては、1時間未満の場合も1時間とみなし、2時間を単位としているものについては、2時間未満の場合も2時間とみなして計算する。
- 3 げんきっこ広場に入場する満3歳に達しない者は、無料とする。
- 4 保育室を利用できる者は、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者とし、利用時間は、1日につき4時間を限度とする。
- 5 多目的室の利用は、市が主催し、若しくは共催し、又は指定管理者が主催する事業等に利用する場合を除き、文化創造拠点等条例第2条第1項第1号及び第3号に掲げる公の施設において催される講座、講演会等と併せて行われる保育のための利用に限る。